

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【公表番号】特表2012-519567(P2012-519567A)

【公表日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2012-034

【出願番号】特願2011-553579(P2011-553579)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 S

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月4日(2013.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

本発明は、有利には、乳幼児用のおむつ、成人用の失禁パッドなどの、高い吸収容量を有する個人用衛生製品の製造に適用される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

添付の図面では、参考番号1は、個人用衛生物品に使用されるような吸収パッド、特に乳幼児用のおむつと成人用の失禁用製品との両方又は一方を作成するための本発明による装置の全体を示す。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個人用衛生物品に使用される吸収パッドを作成する装置であって、

供給経路(P)に沿って移動することができる少なくとも1つのピックアップヘッド(2)と、

少なくとも1つの第1の適用ユニット(5)と、

を具備し、

第1の適用ユニット(5)によって、個人用衛生物品のための吸収パッドの分離した第1の部分(4a)が、ピックアップヘッド(2)上に配置される、

装置において、

さらに、

- 第2の適用ユニット(6)であって、それによって、パッドの分離した第2の部分

(4b) がピックアップヘッド(2)上に配置される、第2の適用ユニットと、
- ピックアップヘッド(2)上で、第1の適用ユニット(5)上で若しくは第2の適用ユニット(6)上で、又はこれらの組み合わせの上で作用する運動誘導手段であって、第2の部分(4b)がピックアップヘッド(2)上に配置されたときに、第2の部分4bが部分的に第1の部分(4a)と重なると共にそれを覆うことになるように、第1の部分(4a)と第2の部分(4b)との間の相対的な変位をもたらすように構成されている、運動誘導手段と、

を具備する、
装置。

【請求項2】

ピックアップヘッド(2)が、供給経路(P)を横断するような方向に延びる、回転の関連のある軸線(B)回りに回転可能であり、

運動誘導手段が、この同じ回転をもたらすようにピックアップヘッド(2)と動作するように係合する、

請求項1に記載の装置。

【請求項3】

少なくともピックアップヘッド(2)が第1の適用ユニット(5)と第2の適用ユニット(6)との間に配置されたときに、運動誘導手段が、ピックアップヘッド(2)と動作するように係合する、

請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

供給経路(P)がほぼ円形である、

請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。

【請求項5】

回転の中心軸線(A)回りに回転可能であると共にピックアップヘッド(2)を支持するドラム(3)を具備する、

請求項4に記載の装置。

【請求項6】

ピックアップヘッド(2)が、

支持要素(7)であって、その上にパッドの第1の部分(4a)及び第2の部分(4b)を位置決めすることができる、支持要素と、

支持要素(7)に接続された回転可能シャフト(8)と、

を具備する、

請求項1～5のいずれか1項に記載の装置。

【請求項7】

ピックアップヘッド(2)がさらに、ドラム(3)に固く付設された少なくとも1つのスリーブ(9)を具備し、

回転可能シャフト(8)が、スリーブ(9)を通して挿入されると共にスリーブ(9)と同心状に整列されている、

請求項6に記載の装置。

【請求項8】

支持要素(7)が、複数の貫通孔(12)を有し、

貫通孔が、同一の支持要素(7)を通しての吸引空気流れの通過を可能にする、

請求項6～7のいずれか1項に記載の装置。

【請求項9】

ピックアップヘッド(2)の支持要素(7)が略凸形状である、

請求項6～8のいずれか1項に記載の装置。

【請求項10】

運動誘導手段が、少なくとも部分的にドラム(3)の内部に収容されている、

請求項5～9のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 1 1】

ドラム（3）に接続されると共に互いに角度的に等置された複数のピックアップヘッド（2）を具備する、

請求項1～10のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 1 2】

第1の適用ユニット（5）及び第2の適用ユニット（6）の両方又は一方が、
吸収材料のそれぞれに対応する連続ストリップを輸送する働きをするコンベヤ（13；18）と、

コンベヤ（13；18）の下流に配置された切断機構（14；19）と、
を具備し、

切断機構（14；19）によって、分離した第1の部分（4a）及び第2の部分（4b）
の両方又は一方が、吸収材料のそれぞれに対応するストリップから分離される、

請求項1～11のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 1 3】

さらに、第2の適用ユニット（6）の下流に配置された取り出しユニット（26）を具備し、

形成されたパッド（4）が、個人用衛生物品を製造するのに使用される材料の連続ストリップ上に取り出しユニットによって移送される、

請求項1～12のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 1 4】

個人用衛生物品を製造する機械において、

請求項1～13のいずれか1項に記載された、吸収パッドを作成する装置を具備する、
機械。

【請求項 1 5】

個人用衛生物品に使用される吸収パッドを作成する方法において、

- 個人用衛生物品のための吸収パッドの少なくとも1つの分離した第1の部分（4a）
を準備する段階と、

- 同一のパッドの分離した第2の部分（4b）を準備する段階と、

- 第1の部分（4a）が第2の部分（4b）によって部分的に覆われることになるよ
うに、第2の部分（4b）を第1の部分（4a）の上に配置する段階と、

を含む、

方法。

【請求項 1 6】

第1の部分（4a）を、第2の部分（4b）を同一の第1の部分の上に配置する前に、
変位させる段階を含む、

請求項15に記載の方法。

【請求項 1 7】

第1の部分（4a）を変位させる段階が、同一の第1の部分（4a）を回転させること
によって達成される、

請求項16に記載の方法。

【請求項 1 8】

第1の部分（4a）を回転させる段階が、第1の部分（4a）によって占められた平面
に対してほぼ垂直である中心軸線回りに回転移動させることによって達成される、

請求項17に記載の方法。

【請求項 1 9】

吸収パッドの第1の部分（4a）及び第2の部分（4b）の両方又は一方を準備する段
階が、

吸収材料のそれぞれに対応するストリップを準備する段階と、

分離した第1の部分（4a）及び第2の部分（4b）の両方又は一方を得るよう
同一のストリップを切断する段階と、

を含む、

請求項 1 5 ~ 1 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 2 0】

ストリップを準備する段階が、

吸収材料の連続バンドを準備する段階と、

このバンドをそれぞれに対応する分離したストリップに分割するように、材料の同一のバンドをその長手方向に対してほぼ平行な方向に沿って切断する段階と、

を含む、

請求項 1 7 に記載の方法。

【請求項 2 1】

分離した第 1 の部分 (4 a) 及び第 2 の部分 (4 b) の両方又は一方を得るようストリップを切断する段階が、ストリップを、同一のストリップの長手方向をほぼ横断する方向に沿って切断することによって達成される、

請求項 1 9 又は 2 0 に記載の方法。